最終更新日：2016年3月30日
株式会社 共和電業
代表取締役社長執行役員 舘野稔
問合せ先：企画・法務部　042-489-7203
証券コード：6853
http://www.kyowa-ei.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、「計測と制御を通じて”安全と安心”の提供で社会に貢献する”技術創造企業”」を企業理念とし、顧客、株主、取引先、従業員などのすべてのステークホルダーとの良好な信頼関係を保ちながら、応力計測を通じて”安全と安心”を提供することで社会の発展に貢献できる企業を目指しております。

当社は変化の激しい経営環境において迅速かつ適切な意思決定を行うべく、執行役員制度を導入いたしました。
取締役会が経営の意思決定機関として重要事項を決定し、その執行と業務管理は原則として常務会および執行役員会が担っております。

経営に対する監査・監督機能としましては、社内出身者1名と社外取締役2名により構成される監査等委員会を設置しております。
監査等委員は取締役会ほか重要会議に出席して経営の透明性・適法性を高める役割を担うとともに、当社の各業務部門等の監査を通じて、取締役および執行役員の業務執行状況のモニタリングにあたっております。

さらに社長直属の組織として内部監査室を設置し、年度の監査計画に基づいた社内監査を行い、業務執行の適正化をはかっております。

なお、当社はコーポレート・ガバナンスについて、下記に掲げる条項の実現に努める事で、その実効性を高める事が出来ると考えており、当社の事業内容、規模を考慮しつつ、常に最適な体制整備を実施します。

1. 株主権利の実質的な平等性の確保
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
3. 株主対話を踏まえた適切かつ有用な情報開示
4. 取締役会等の然るべき責務の履行
5. 株主との建設的な対話

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
共和電業従業員持株会	1,858,949	6.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,567,000	5.58
共和協栄会	1,158,000	4.12
株式会社みずほ銀行	1,029,278	3.66
株式会社ニッカトー	814,920	2.90
株式会社チノー	711,000	2.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	687,800	2.45
富国生命保険相互会社	650,000	2.31
株式会社三菱東京UFJ銀行	550,000	1.96
西華産業株式会社	450,000	1.60

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石井泰彦	他の会社の出身者					△						
今田隆美	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井泰彦	○	○	平成14年6月まで主要な取引先であるみずほ銀行に在籍しておりました	石井泰彦氏は金融および企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、中立・公正な立場により社外取締役としての役割を果たして頂いているため、平成27年より独立役員に指定しております。同氏は平成14年6月まで主要な取引先であるみずほ銀行に在籍しておりましたが、退行後13年以上経過しており、その後は当社と直接取引関係のない企業に在籍しております。同行の当社に対する持株比率は3.668%であり、当社の総資産に対する同行からの借入金依存度も低く、複数の金融機関と取引もしていることから、当社への影響は希薄であり一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものです。
				今田隆美氏は、金融機関における豊富な経験と知見を有しており、中立・公正な立場からその役割を果たして頂くことが期待できることから

今田隆美	○	○	平成27年6月まで取引先である山形銀行に在籍しておりました	独立役員に指定致しました。同氏は平成27年6月まで取引先である山形銀行に在籍しておりましたが既に退行しており、その後は当社と直接取引関係のない企業に在籍しております。同行の当社に対する持株比率は0.712%、当社の総資産に対する同行からの借入金比率は1.83%と低く、複数の金融機関と取引もしていることから、当社への影響は希薄であり一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

常勤の監査等委員を確保している事および、内部監査部門である内部監査室との連携・情報交換体制が機能している事により、現在は監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会と会計監査人は年度監査計画に基づき、監査業務報告等の定期的な打合せを行い、相互に連携の強化をはかっております。また、監査等委員会と内部監査部門である内部監査室は定期的に情報交換を行い、相互に連携し各業務執行状況の適正性等を監査し、報告・提言を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬の決定につきましては、業務執行の対価として株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、業績などを勘案しながら取締役会で定める一定の基準に従って決定しております。業績連動型報酬やストックオプション制度は導入しておりませんが、現在の報酬制度により業務執行の実効性は確保できていると考えます。監査等委員の報酬につきましては、インセンティブ付与となる報酬制度を導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2015年度に支払った報酬等の総額は以下の通りであります。
取締役13名　174,346千円
注1.報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
注2.報酬等の額には、期間費用として引当金計上した役員退職慰労引当金の当事業年度増加額23,101千円
および当事業年度中に退職した役員に支払った退職慰労金と当該役員に対する過年度の役員退職慰労引当金との差額7,005千円が含まれております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に関するサポートは基本的に取締役会事務局が担当しておりますが、必要に応じ関係部門が対応しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、平成28年3月30日の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行しております。
移行後のコーポレートガバナンス体制の概要は、以下の通りです。

（業務執行）
経営の意思決定・監督機能と業務執行を分離することで意思決定の迅速化・効率化をはかるとともに、業務執行責任を明確化し、グローバル化・複雑化する事業環境に柔軟に対応することを目的として、執行役員制度を導入しています。業務執行においては、常勤役付取締役ならびに代表取締役社長の指名する取締役および執行役員により構成される常務会、執行役員により構成される執行役員会を定期的に開催し、取締役会の決議事項の執行と業務管理にあたります。
（監査・監督）
原則として毎月1回定例開催される取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、法令および定款に定める事項、経営に関する重要事項、重要なる業務執行に関する事項について決定するほか、業務執行の状況を監督しております。
また、社外取締役2名を含む監査等委員会（計3名）が、内部監査部門と連携を取りながら、業務執行取締役以下の各業務執行部門の監査・監督にあたります。なお、当社は監査等委員である取締役3名との間で会社法425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結しています。
会計監査につきましては、会社法及び金融商品取引法に基づき、新日本有限責任監査法人より所定の監査を受けております。
（指名・報酬決定）
役員の指名については、監査等委員会の意見を考慮しつつ、取締役会が候補者を決議することとします。
なお、監査等委員である取締役候補の指名に当たっては、取締役会は事前に監査等委員会の同意を得ることとしております。
取締役の報酬の決定につきましては、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の場合は、業績などを勘案しながら取締役会で定める一定の基準に従って決定し、監査等委員の場合は、監査等委員の協議により決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行しました。
監査等委員のうち、独立役員に指定する社外取締役2名は、当社に対して客観的かつ中立な立場である事から、経営に対する監督機能を強化する役割を担っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	事業報告のビジュアル化

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	弊社Webサイトにて公表しております。URLは以下の通りです。 http://www.kyowa-ei.com/jpn/ir/management/diclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	明確な実施時期を決めてはおりませんが、原則年に3-4回の個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回半期と通期の決算後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	弊社Webサイト(http://www.kyowa-ei.com)より、投資家情報→IRライブラリにてご参照下さい。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画・法務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	2005年6月ISO14001の認証を取得し、当社で定めた環境方針に基づいて生産や製品開発その他業務全般にわたって省資源・省エネルギー活動に取り組んでおります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は取締役会において、内部統制システムの基本方針について以下の通り決議しています。

1. 当社ならびに当社の子会社（以下「当社グループ」という）の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、社是、信条、企業理念ならびに経営の基本方針を示す「当社の企業倫理と行動基準」を制定し、当社グループの取締役等および使用人に法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを周知徹底する。
（2）当社は、コンプライアンスを体系的に規定するコンプライアンス基本規定を取締役会にて定める。
（3）代表取締役社長は、コンプライアンス・リスク管理全体の統括責任者を任命し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
（4）当社は、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係わる実行計画を策定する。またその下部組織に当社各部門の代表者および子会社の代表者で構成されるコンプライアンス担当者会議を設置し、実行計画に基づくコンプライアンス教育の実施、コンプライアンス違反の有無の確認、他社事例の研究等、問題点の把握と改善に取り組む。コンプライアンス統括部署は内部監査室とする。
（5）統括責任者は、定期的に当社グループのコンプライアンス体制整備についてレビューし、その結果を常務会、取締役会に報告する。
（6）当社グループは、取締役等および使用人が企業倫理・行動基準に違反する行為やその疑いのある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるホットラインを設置する。会社は通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いは行わない。

2. 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
（1）取締役は、職務の執行に係わる以下の重要な文書および重要な情報を、社内規定に基づき担当職務に従い適切に保存し管理する。
・株主総会議事録と関連資料
・取締役会議事録と関連資料
・取締役が主催するその他の重要な会議の記録および関連資料
・稟議書等、取締役を決定者とする決定書類および付属書類
・その他取締役の職務執行に関する重要な文書
（2）取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
（3）上記に定める文書の保管期限は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規定の定めるところによる。

3. 当社グループの損失の危険に関する規定その他の体制
（1）当社は、リスク管理を体系的に規定するリスク管理基本規定を取締役会にて定める。
（2）代表取締役社長は、コンプライアンス・リスク管理全体の統括責任者を任命し、リスク管理体制の構築、維持・整備にあたる。
（3）当社は、リスク管理全体を統括する組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理に係わる実行計画を策定する。またその下部組織に当社各部門の代表者および子会社の代表者で構成されるリスク管理担当者会議を設置し、実行計画に基づき、リスクの洗い出し、リスクの評価、重点管理リスクの軽減等に取り組む。
（4）統括責任者は、コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、当社グループのリスク管理の体制整備についてレビューを行い、その結果を常務会、取締役会に報告する。
（5）不測の事態が発生した場合は、経営危機管理規定に従い、代表取締役社長の指揮下に緊急対策本部を設置し、迅速・適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、取締役会を原則毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
（2）当社は、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、常務会および執行役員会を定期的に開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項について報告するとともに機動的に意思決定を行う。
（3）業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、当社で中期経営計画および年度事業計画を作成し、当社グループの目標を設定する。また、当社の子会社管理部門より各子会社へ当該計画を周知徹底し、各子会社は当該計画に基づいて事業計画等を作成する。
（4）各部門担当取締役等は、方針管理規定に基づき事業年度の目標達成に向け具体的な実行計画を作成し、実行を推進する。

5. 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社が定める「当社の企業倫理と行動基準」は、当社グループ共通の業務運営方針を定めたものであり、これを基本にして当社グループ各社が諸規定を定めるものとする。
（2）当社は、子会社に役員を配置し、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制をとる。
（3）当社は、子会社の経営についてはその自主性を尊重する。一方、子会社は、当社に事業内容、財務内容を定期的に報告し、業務上重要事項が発生した場合は都度報告し、重要案件については事前協議を行うこととする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、必要な知見を持った使用人を置くこととする。

7. 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
（1）前項にいう監査等委員会の職務を補助するためにする事務について、監査等委員会は、指示により事務内容について使用人に守秘義務を課すことができる。
（2）監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

8. 当社グループの取締役等および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制および監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1） 当社グループの取締役等および使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実を発見次第、速やかに当社各部門の代表者および子会社の代表者もしくはコンプライアンス統括責任者に報告するものとする。
報告を受けた者は、報告の内、以下に定める事項について、監査等委員会に対して報告を行う。
・会社の業績に大きな影響を与える事項
・会社の信用を大きく低下させる事項
・法令、定款、「当社の企業倫理と行動基準」への違反で重大な事項
・その他上記に準ずる事項
（2）前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針

（1）監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および常務会等の重要会議に出席する。
（2）監査等委員会は、稟議書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役等および使用人に説明を求めることとする。
（3）監査等委員会は、「監査等委員会規則」および「監査等委員会監査等基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
（4）監査等委員の職務の執行について生じる費用については、所定の手続きに従って当社が支払うものとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
（1）当社グループの財務報告の作成にあたっては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準および財務報告を規制する法令に準拠した経理規定を定める。
（2）代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備状況および運用状況について自ら評価し、内部統制報告書として結果報告を行うとともに、不備事項については適時に改善を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コンプライアンスへの重要な取り組みとして、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断には毅然とした態度で臨む。またその旨を「当社の企業倫理と行動基準」の中に定め、当社グループの取締役等および使用人への周知を徹底するとともに、顧客や取引先との契約に際しては、反社会的勢力排除に関する条項を取引基本契約書等の中に規定してその排除に努める。さらに当社は、警察等関連機関を通じて不当要求等への適切な対応方法や関連情報の収集を行い、事案の発生時には、同機関や顧問弁護士と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社における会社情報の適時開示は、経理部を中心に企画・法務部及び人事・総務部が担当し、取締役執行役員経営管理本部長が情報取扱責任者として業務を遂行しております。
　情報取扱責任者は、毎週開催される常務会に常時出席し、会社の重要事項の審議に参加しております。
　その中で、決議された重要事項の内、当該情報が適時開示規則に該当する内容であるかどうかを情報取扱責任者は担当部門と協議、確認の上、適時開示規則で求められている事項につき、これを取締役会に付議の上、経理部により開示を行っております。

【コーポレートガバナンス体制の模式図】

